

介護保険事業所開設者 様

諏訪広域連合介護保険課長

令和8年度介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書の提出について(通知)

日頃から、適切な介護サービスの提供に御尽力いただき、御礼申し上げます。

令和8年度に介護職員等処遇改善加算を算定しようとする介護サービス事業者等は、介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書を作成し、届け出る必要があります。

つきましては、「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和8年度分)」(令和8年3月13日付け老発 0313第6号厚生労働省老健局長通知)に基づき、下記により計画書を提出してください。

記

1 令和8年度介護職員等処遇改善加算の算定に関する必要書類の提出について

令和8年度に処遇改善加算を算定しようとする介護サービス事業者等は、下記の期日までに計画書及び体制届を併せて提出してください。

	計画書提出期限	体制届提出期限	受付期間
● <u>従前サービスのみ</u> を運営している法人	令和8年4月 15日(水)	令和8年4月 15日(水)	令和8年3月 19日(木)から令和8年4月 15日(水)まで
● <u>従前サービスと新規サービス</u> を併せて運営している法人			
● <u>新規サービスのみ</u> を運営している法人	令和8年6月 15日(月)	令和8年6月 15日(月)	令和8年3月 19日(木)から令和8年6月 15日(月)まで

※従前サービス:従前から処遇改善加算が設定されているサービス

(以下に記載の新規サービス及び加算算定非対象サービス((介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導)を除く)

※新規サービス:新たに処遇改善加算が設けられたサービス

((介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援をいう。)

※令和8年4月以降に新規算定する事業所を含む法人及び令和8年4月に加算区分が変更になる事業所を含む法人の計画書と体制届の提出期限も、令和8年4月 15日(水)です。

※計画書は、処遇改善を行う全ての法人で提出が必要です。体制届は、次ページ早見表の「体制届の提出必要有無」欄が「○」の区分の事業所で提出が必要です。

体制届提出早見表

処遇改善加算を算定する期間及び算定する処遇改善加算の区分			体制届の提出 必要有無	(参考) 区分変更	
～3月	4～5月	6月～		4月	6月
I	I	Iイ	○	×	○
		Iロ	○	×	○
II	I	Iイ	○	○	○
		Iロ	○	○	○
	II	Iイ	○	×	○
		Iロ	○	×	○
		IIイ	○	×	○
		IIロ	○	×	○
III	I	Iイ	○	○	○
		Iロ	○	○	○
	II	Iイ	○	○	○
		Iロ	○	○	○
		IIイ	○	○	○
		IIロ	○	○	○
	III	Iイ	○	×	○
		Iロ	○	×	○
		IIイ	○	×	○
		IIロ	○	×	○
III	×	×	×		
IV	I	Iイ	○	○	○
		Iロ	○	○	○
	II	Iイ	○	○	○
		Iロ	○	○	○
		IIイ	○	○	○
		IIロ	○	○	○
	III	Iイ	○	○	○
		Iロ	○	○	○
		IIイ	○	○	○
		IIロ	○	○	○
		III	○	○	×
	IV	×	×	×	

2 提出方法

原則電子メール又は郵送・窓口により提出 ※郵送・窓口の場合1部提出

〒391-8501 長野県茅野市塚原二丁目6番1号 茅野市役所内

諏訪広域連合 介護保険課 事業所係

E-mail: Kaigojigyousyo@union.suwa.lg.jp

※介護保険課アドレスではなく、上記の事業所係アドレスに送信してください。

3 留意事項

- ・計画書に記載する事業所を指定する指定権者(県、中核市(長野市、松本市)、市町村・広域連合)に提出してください。
- ・複数の事業所を開設する法人等が、複数の事業所をまとめて計画書を作成する場合及び法人等一括で作成する場合には、同一の計画書を各指定権者へ提出することとなります。
- ・事務処理の都合上、体制届の提出期限については、国通知記載の提出期限と一部異なっています。体制届の提出について、広域連合が指定する提出期限に間に合わない場合は当課へご一報ください。
- ・「提出先の自治体名」に諏訪広域連合と入力して提出してください。
- ・体制届は、別紙 3-2「介護給付費算定に係る体制等に関する進達書」の提出のみとします。
(介護予防の場合は、別紙 50「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」)
特記事項の変更前、変更後に加算区分を入力してください。
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の提出は不要です。

4 各種通知・様式について

下記広域連合ホームページに掲載していますのでご確認ください。

「ホーム」→「介護保険」→「事業所の方向け」→「令和8年度介護職員等処遇改善加算について」

URL：<https://www.union.suwa.lg.jp/site/kaigo/syoguukaizenn2024.html>



5 その他

- ・処遇改善加算に関するご不明点等は、厚生労働省から発出される処遇改善に係る解釈通知およびQ&A等を十分ご確認ください。また、厚生労働省相談窓口にお問い合わせください。
- 介護職員等処遇改善加算 厚生労働省相談窓口

電話番号：050-3733-0222

受付時間：9:00～18:00(土日含む)

諏訪広域連合 介護保険課 事業所係 電話 :82-8162(直通) FAX :71-2071 E-mail: Kaigojigyousyo@union.suwa.lg.jp
